

## 交通事故（第三者による行為）などで健康保険を使うとき

被保険者や被扶養者が交通事故など第三者の行為によってケガや病気をした場合、その治療費などは加害者が負担すべきものです。

しかし、加害者との話し合いがつかない時や、被害者にも過失がある場合などは健康保険で治療を受けることができます。

ただし、このような場合の費用は、本来加害者が負担すべきものなので、健康保険組合は一時的に立て替えしているにすぎず、後で加害者や加害者が加入している損害保険会社に立て替えた医療費等を請求し返還してもらいます。

（健康保険法第57条）

こうした損害賠償請求の事務を健康保険組合が迅速に行なうため、交通事故で受傷し健康保険で治療を受けた場合は速やかに下記の届出をしてください。

### 1. 「第三者行為による傷病届」（健保担当課に備付）

### 2. 「交通事故証明書」（写）

交通事故証明書の請求は、所轄の自動車交通安全センターに郵便為替で申請してください。

申請後、約2週間ぐらいで郵送されてきます。

### 3. 「医師の診断書」（写）

警察や損害保険会社へ提出する診断書（写）でも構いません。

※「交通事故証明書（写）」が取得できる場合は、添付不要。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

I H I グループ健康保険組合 適用給付グループ

TEL：03（6204）8400 ファミリーネット：⑨-122-84000